

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 11,494 事業所

- (ア) 農業、林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業、郵便業
- (ケ) 卸売業、小売業
- (コ) 金融業、保険業
- (サ) 不動産業、物品賃貸業
- (シ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業、飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (ソ) 教育、学習支援業
- (タ) 医療、福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,292 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

63,994 人（うち初任給関係職種 6,679 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	0	0	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	59	11	11	9	23	5
製 造 業	178	33	44	37	55	9
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	199	26	25	36	81	31
卸 売 業 、 小 売 業	129	27	17	14	64	7
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	45	17	5	5	14	4
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	184	41	29	19	69	26
計	795	155	131	120	307	82

- (注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が497事業所あった。
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	87.0 %	86.7 %	38.6 %	5.8 %	42.3 %	0.3 %	13.0 %
課 長 級	79.1 %	78.3 %	32.8 %	7.2 %	38.3 %	0.7 %	20.9 %

- (注) 1 ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 「定期昇給実施」と「定期昇給中止」については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が「定期昇給制度あり」とは一致しない。
 3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 12 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.3 %	(32.5 %)	(47.0 %)	(3.1 %)	(17.4 %)	2.7 %

(注) 1 支給形態の () 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである (その 2 において同じ)。

その 2 距離段階別定額制における支給月額

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,868 円	6,714 円	13,071 円	18,608 円	23,375 円	27,571 円
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	31,123 円	33,890 円	36,424 円	38,948 円	41,468 円	

第 13 表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	57.8 %
支給しない	42.2 %

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況

区分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	46.0 %	54.0 %
課長級	42.3 %	57.7 %
部長級(非役員)	42.1 %	57.9 %

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

項 目		企 業 規 模		
		規 模 計	1,000 人以上	1,000 人未満
平均所定内給与月額	下半期	427,141 円	443,997 円	404,126 円
	上半期	441,031 円	461,496 円	410,627 円
特別給の支給額	下半期	984,556 円	1,064,357 円	868,265 円
	上半期	1,144,720 円	1,275,096 円	941,689 円
特別給の支給割合	下半期	2.30 月分	2.40 月分	2.15 月分
	上半期	2.60 月分	2.76 月分	2.29 月分
	年間計	4.90 月分	5.16 月分	4.44 月分

(注) 1 下半期とは令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月まで、上半期とは令和 7 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.85 月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区 分		学 歴	企 業 規 模			【参考】 50 人以上 100 人未満
			規 模 計 (100 人以上)	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	
新 卒 事 務 員	}	大 学 卒	円 245,481	円 249,151	円 243,710	円 231,854
		短 大 卒	214,334	208,619	220,012	x
		高 校 卒	202,468	208,106	199,755	—
新 卒 技 術 者	}	大 学 卒	248,210	259,746	243,361	223,837
		短 大 卒	221,669	* 232,140	216,678	* 231,485
		高 校 卒	225,108	235,565	217,153	x
新卒事務員・技術者計	}	大 学 卒	246,211	251,794	243,614	228,197
		短 大 卒	218,279	218,729	217,975	* 220,752
		高 校 卒	212,904	222,717	207,035	x

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔規模計100人以上〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支 店 長	54.0	792,504	777,519	14,985	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長	51.6	770,292	766,768	3,524	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長	50.0	693,284	690,795	2,489	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	47.6	643,508	631,161	12,347	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理	44.2	540,926	488,155	52,771	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	43.1	496,899	439,009	57,890	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	39.8	447,265	385,958	61,307	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	37.1	394,782	345,183	49,599	
工 場 長	56.2	828,990	825,651	3,339	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長	52.3	767,017	759,338	7,679	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長	51.9	706,735	697,809	8,926	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長	47.9	649,920	624,228	25,692	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理	44.4	564,648	518,487	46,161	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長	43.1	517,751	446,368	71,383	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任	40.1	485,928	422,420	63,508	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員	34.9	399,529	346,328	53,201	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		54.0	808,561	790,984	17,577	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		51.7	822,265	818,427	3,838	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		50.6	740,128	738,361	1,767	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		47.7	677,864	665,408	12,456	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		44.9	551,022	500,350	50,672	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		44.0	522,907	460,547	62,360	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		40.8	467,139	396,049	71,090	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員		38.1	412,976	356,552	56,424	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		52.7	817,373	807,491	9,882	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		52.5	736,937	728,195	8,742	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		48.2	689,800	662,696	27,104	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		42.4	587,319	552,631	34,688	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		42.5	605,329	519,741	85,588	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		41.0	540,111	475,945	64,166	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員		35.8	433,251	371,118	62,133	（1級）

（注） 「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		54.4	699,678	699,678	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.6	678,544	675,574	2,970	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		49.3	639,611	636,295	3,316	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.4	564,012	551,915	12,097	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		43.5	529,986	474,941	55,045	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		41.3	444,579	395,681	48,898	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		37.8	406,881	365,452	41,429	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		35.6	366,561	327,547	39,014	（1級）
工 場 長		56.2	828,990	825,651	3,339	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		51.3	660,041	657,040	3,001	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		50.1	612,379	602,878	9,501	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		47.4	561,342	538,785	22,557	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		46.7	538,630	479,302	59,328	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		43.6	429,565	372,485	57,080	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		39.0	407,517	344,961	62,556	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		33.6	357,489	315,423	42,066	（1級）

【参考】事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		51.5	671,419	668,611	2,808	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		51.0	602,064	600,548	1,516	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長		48.4	509,302	495,859	13,443	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		47.7	512,882	462,906	49,976	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長		46.1	428,747	383,480	45,267	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任		41.6	357,291	325,146	32,145	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員		37.4	318,925	293,274	25,651	
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		49.1	654,471	623,406	31,065	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		51.1	639,945	604,264	35,681	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長		46.8	494,953	467,257	27,696	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		42.9	530,849	452,058	78,791	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長		43.0	423,738	373,074	50,664	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任		36.4	371,647	327,209	44,438	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員		32.5	337,110	302,905	34,205	